

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月28日

【会社名】 株式会社北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石 塚 恭 路

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目 6 番 7 号

【電話番号】 盛岡 (019) 653局1111番 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 高 橋 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目 8 番地
株式会社北日本銀行東京支店

【電話番号】 東京 (03) 3294局0151番

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼東京事務所長 小 寺 雄 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社北日本銀行仙台支店
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)

株式会社北日本銀行東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目 8 番地)

1【提出理由】

当行は、2022年6月24日に開催しました第118期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金35円 総額293,368,320円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日(月曜日)

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,700,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

・「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1号ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の変更を行う。

・機動的な配当政策及び資本政策の実施により、株主の皆様への適切な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等に関する決定機関について、取締役会決議により行うことを可能とするよう、定款の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として佐藤安紀、石塚恭路、佐藤達也、下村弘、浜平忠、村田嘉一、小寺雄太および古村昌人の8氏を選任する。

なお、村田嘉一および古村昌人の両氏は社外取締役である。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	62,559	274	0	(注) 1	可決 (97.60%)
第2号議案 定款一部変更の件	61,492	1,346	0	(注) 2	可決 (95.93%)
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)8名選任の件					
佐藤 安紀	54,752	8,090	0	(注) 3	可決 (85.41%)
石塚 恭路	54,951	7,891	0		可決 (85.72%)
佐藤 達也	56,273	6,569	0		可決 (87.78%)
下村 弘	56,273	6,569	0		可決 (87.78%)
浜平 忠	56,270	6,572	0		可決 (87.78%)
村田 嘉一	56,898	5,944	0		可決 (88.76%)
小寺 雄太	62,452	390	0		可決 (97.42%)
古村 昌人	62,353	489	0		可決 (97.27%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主からの各議案のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。